

令和3年2月25日
茨城県原子力安全対策課

試験研究炉等に係る原子力災害に備えた
茨城県「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドライン

- 1 基本的な考え方
- 2 原子力災害対策重点区域
- 3 防護措置の概要
- 4 モニタリングポストと避難単位の紐づけ
- 5 避難先
- 6 移動手段の確保
- 7 原子力災害における住民への情報伝達

1 基本的な考え方

(1) はじめに

国の防災基本計画（原子力災害対策編）において、「地方公共団体は、屋内退避及び避難誘導計画（以下、「避難誘導等計画」という。）をあらかじめ策定するもの」とされており、試験研究用等原子炉施設、加工施設及び再処理施設（以下、「試験研究炉等」という。）の原子力災害対策重点区域に含まれる市町村は、避難誘導等計画を策定することとなっている。

また、県は、県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき、避難誘導等計画の策定について市町村を支援することとしており、基本的な考え方をまとめたガイドラインを策定する。

(2) 防護措置の準備及び実施

ア 必要な防護措置の判断

試験研究炉等において異常事態が発生した場合には、試験研究炉等の状況に応じた緊急事態区分や必要な防護措置は国において判断が行われる。

（緊急事態区分）

- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

県及び市町村は、国からの必要な防護措置の指示等に基づき、住民等に情報提供、勧告、指示を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には国に要請するものとする。

イ 屋内退避の準備及び実施

施設敷地緊急事態となった際には屋内退避準備を行い、全面緊急事態となった際には屋内退避を実施する。

なお、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避する。

ウ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

万が一、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らして、一時移転等の必要な防護措置を実施する。

(3) 避難及び一時移転

ア 避難先及び避難経路

- ・避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、あらかじめ確保するとともに、避難経路を設定しておくものとする。
- ・自然災害等により第一の避難先が使用できない場合や新型コロナウイルス感染症対策として避難所の収容人数が不足した場合に備えて、県は予め第二の避難先候補地を確保する。事前に避難元市町村と避難先市町村の紐づけはせず、災害時に避難先候補地の被災状況を踏まえ、県が避難先を決定し、避難先に受入れを要請するものとする。
- ・自然災害等により予め選定している避難経路が使用できなくなった場合に備えて、避難元市町村において、その避難先の方角に対し、既存の幹線道路のうち使用可能な道路を代替経路として、原則、2 経路を選定しておく。その際は、東海第二発電所に接近する代替経路は選定しない。
- ・東海第二発電所との同時発災時は、住民の2段階の避難を避けるため、東海第二発電所の事態が悪化する見込みであれば、東海第二発電所の防護措置を採ることとし、当初から東海第二発電所の災害時に予め選定している避難所に避難するよう指示を出す。

イ 移動手段

- ・原則として、自家用車等により避難する。
- ・自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、隣接住民等との乗り合わせや、地区ごとに設けた一時集合所へ移動したのちに、県において手配するバス等により避難するものとする。

ウ 避難所の開設

- ・避難所の開設、避難住民の受入業務については、避難の受入要請を踏まえ避難先市町村が行う。
避難元市町村は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先市町村から避難所の運営を引き継ぐものとする。
- ・避難所については、県において、応急仮設住宅の迅速な提供、公営・賃貸住宅等のあっせん等により早期解消に努めることとする。

(4) 避難退域時検査の実施

一時移転等の指示が出た場合には、一時移転等した住民等に放射性物質が付着しているかどうかを確認するため、県において、国、指定公共機関及び原子力事業者等と協力して、避難退域時検査を実施するものとする。

- ・検査場所は、避難所等に設置する。
- ・避難退域時検査は、まず、車両検査を実施する。
- ・車両検査の結果が基準値を超えた場合には、まず、代表者検査を実施し、代表者検査の結果が基準を超えた場合には、乗員全員の検査を実施するとともに、携行物品等の検査を実施する。
- ・検査の結果、基準値を超える場合には、簡易除染を行う。
- ・簡易除染をした後の再検査により基準値を超える場合には、原子力災害協力病院や県有施設等に搬送し、必要な処置（被ばく医療措置）を行う。

※避難退域時検査、被ばく医療措置体制…参考資料3 参照

(5) 必要な物資の調達

避難に際して必要となる食糧や毛布、医薬品等の物資については、県及び避難元市町村の備蓄品を活用するほか、県及び避難元市町村は、国や関係事業者、避難先自治体に要請し確保するものとする。

(6) 広域避難に要した費用の負担

避難先市町村が要した費用については、災害対策基本法等に基づき、避難元市町村が、負担するものとする。

(7) その他

このガイドラインに定めのない安定ヨウ素剤の配布・服用や一時滞在者（観光客等）の避難等に関しては「茨城県広域避難計画」を参考に実施するものとする。

2 原子力災害対策重点区域

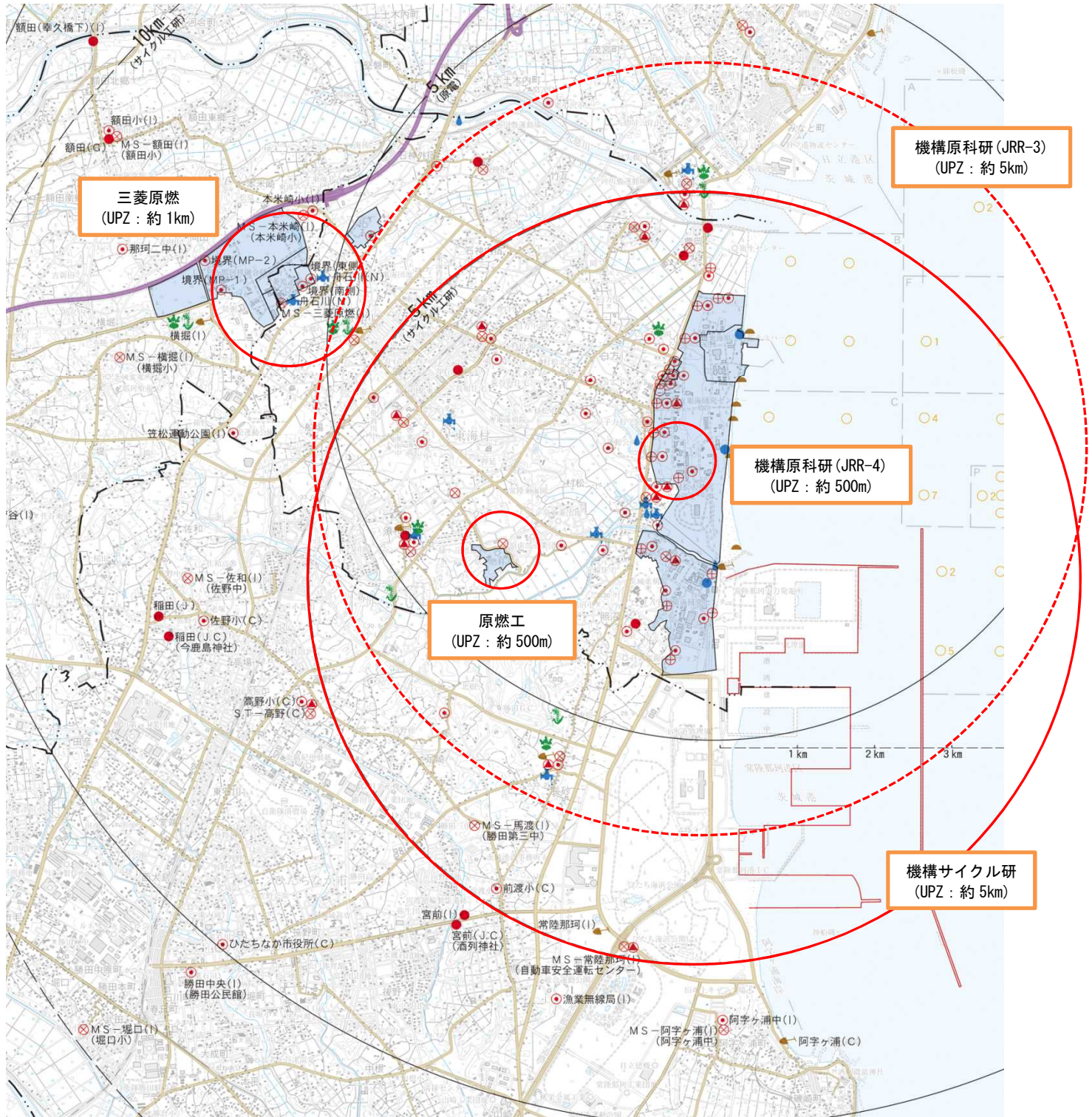
本ガイドラインの対象となる原子力事業所や原子力災害対策重点区域は、以下のとおりである。

地区	原子力事業所 〔所在市町村〕	注2) 許可等区分	原子力災害対策重点区域		
			重点区域を設定 する原子力施設	重点区域の 範囲	所在・関係周辺 市町村
東海・ 那珂地区	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 (略称：機構原科研) 〔東海村〕	原子炉 使用 廃棄物埋設	試験研究用等原子 炉施設(JRR-3)	(UPZ ^{注1)} 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
			試験研究用等原子 炉施設(JRR-4)	(UPZ) 約500m	東海村
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構サイクル研) 〔東海村〕	再処 理用	再処理施設	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子燃料工業(株)東海事業所 (略称：原燃工) 〔東海村〕	加工 用	加工施設	(UPZ) 約500m	東海村
	・三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃) 〔東海村、那珂市〕	加工	加工施設	(UPZ) 約1km	東海村 那珂市
大洗・ 銚田地区	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) 〔大洗町、銚田市〕	原子炉 使用 廃棄物管理	試験研究用等原子 炉施設(H T T R)	(UPZ) 約5km	大洗町 銚田市 水戸市 茨城町
			試験研究用等原子 炉施設(常陽)		
			試験研究用等原子 炉施設(J M T R)		

※ 注1)：原子力災害対策指針における緊急防護措置を準備する区域(UPZ：Urgent Protective action Planning Zone)

注2)：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。)の許可等の区分による。

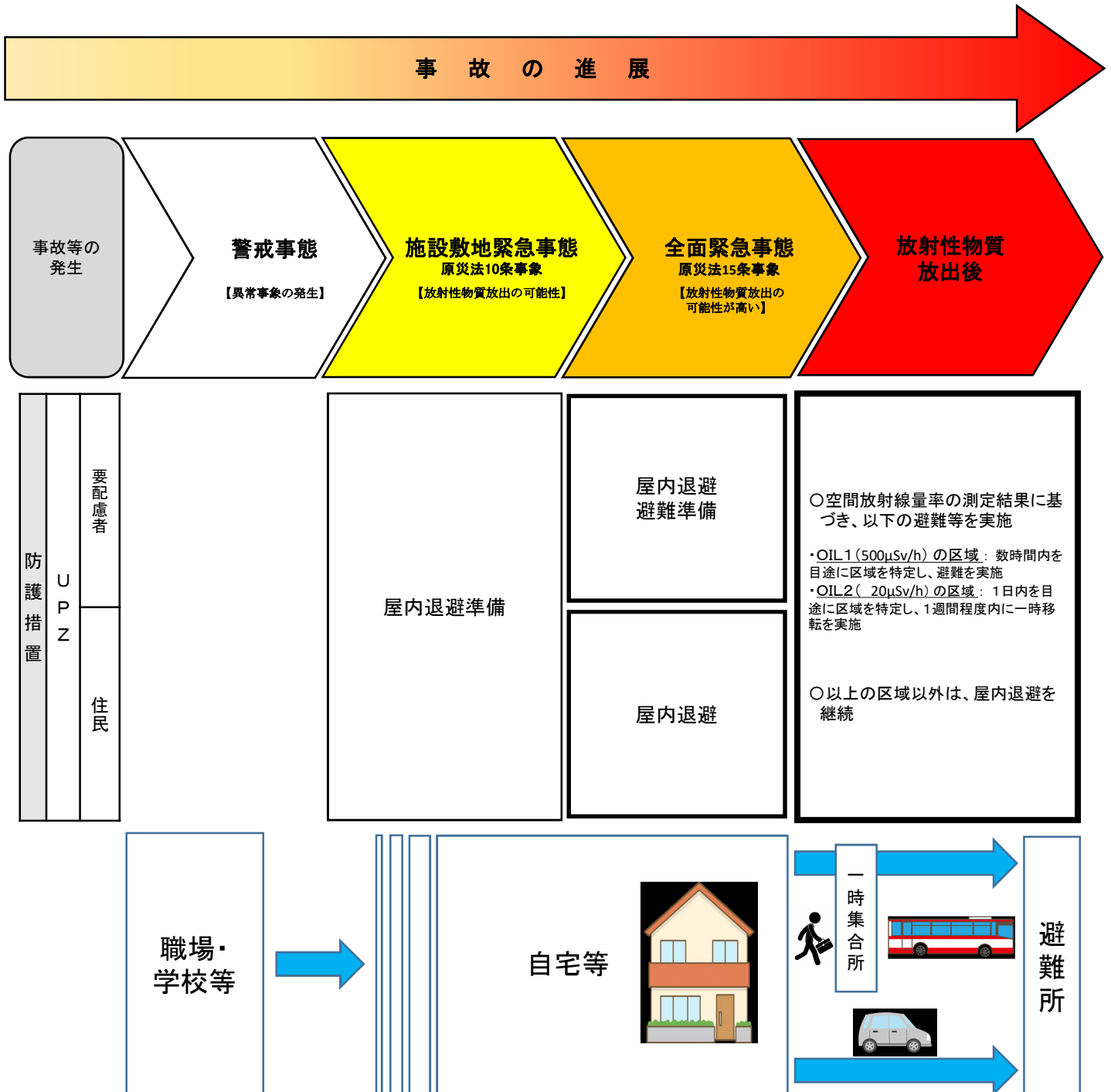
機構原科研（JRR-3、JRR-4）、機構サイクル研、原燃工、三菱原燃の重点区域



[illegible]

3 防護措置の概要

試験研究炉等の緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に応じた防護措置は、以下のとおりである。



要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

4 モニタリングポストと避難単位の紐づけ

1. 東海・那珂地区

モニタリングポストと避難単位の紐づけは以下のとおりである。

また、必要に応じて走行サーベイ等を行い、防護措置の実施を判断する。

○機構原科研 JRR-3 (UPZ 約 5 km)

モニタリングポスト	避難単位
石神局	(東海村) 外宿一、外宿二、内宿一、内宿二、竹瓦 (日立市) 下土木内町、大和田町
豊岡局	(東海村) 白方、豊岡、岡、百塚、亀下、原子力機構百塚、 豊白、村松北 (日立市) 久慈町 1・3・4・5 丁目、みなと町、留町、 南高野 1 丁目、茂宮町
舟石川局	(東海村) 船場、舟石川一、舟石川二
押延局	(東海村) 押延、須和間、舟石川中丸、原子力機構長堀、 緑ヶ丘、南台、フローレスタ須和間 (ひたちなか市) 高野、佐和、小貫山
村松局	(東海村) 真崎、舟石川三、原子力機構荒谷台、宿、照沼、 川根、原子力機構箕輪
三菱原燃局	(東海村) 外宿一、船場、舟石川一
原燃工局	(東海村) 押延、須和間、緑ヶ丘、川根
馬渡局	(ひたちなか市) 長砂、足崎、馬渡
常陸那珂局	(ひたちなか市) 新光町、阿字ヶ浦町
長砂局	(ひたちなか市) 長砂、足崎、馬渡

○機構サイクル研 再処理施設（UPZ 約 5 km）

モニタリングポスト	避難単位
石神局	（東海村）外宿一、外宿二、内宿一、内宿二、竹瓦
豊岡局	（東海村）白方、豊岡、岡、百塚、亀下、原子力機構百塚、 豊白、村松北 （日立市）留町
舟石川局	（東海村）船場、舟石川一、舟石川二
押延局	（東海村）押延、須和間、舟石川中丸、原子力機構長堀、 緑ヶ丘、南台、フローレスタ須和間 （ひたちなか市）高野、佐和、小貫山
村松局	（東海村）真崎、舟石川三、原子力機構荒谷台、宿、照沼、 川根、原子力機構箕輪
三菱原燃局	（東海村）外宿一、船場、舟石川一
原燃工局	（東海村）押延、須和間、緑ヶ丘、川根
馬渡局	（ひたちなか市）長砂、足崎、馬渡
常陸那珂局	（ひたちなか市）新光町、阿字ヶ浦町
長砂局	（ひたちなか市）長砂、足崎、馬渡

○三菱原燃 加工施設（UPZ 約 1 km）

モニタリングポスト	避難単位
三菱原燃局	（東海村）外宿一、船場、舟石川一 （那珂市）向山
本米崎局	（那珂市）本米崎
舟石川局	（東海村）舟石川一

○原燃工 加工施設（UPZ 約 500 m）

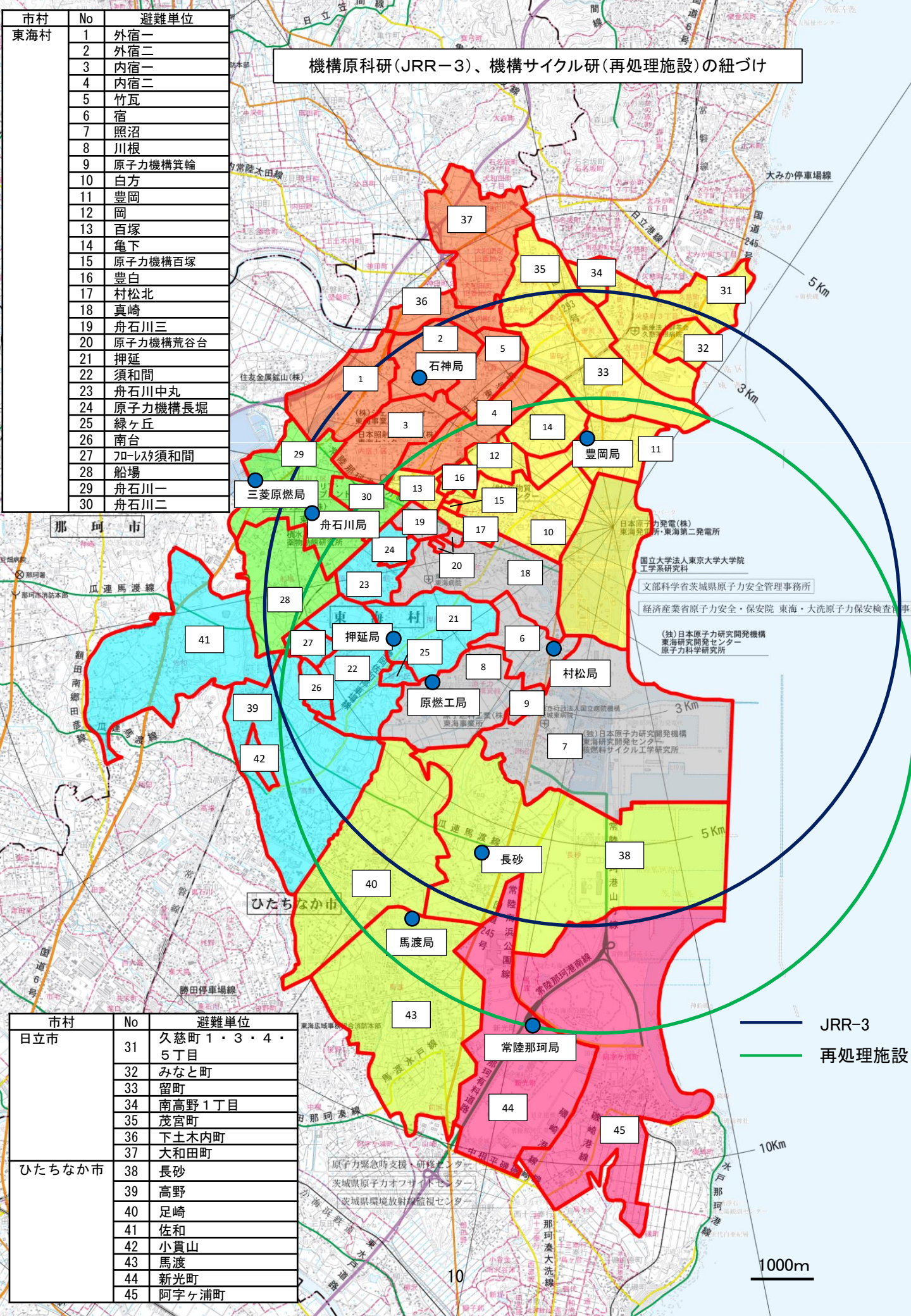
モニタリングポスト	避難単位
押延局	（東海村）押延
原燃工局	（東海村）押延、須和間、緑ヶ丘、川根

○機構原科研 JRR-4（UPZ 約 500 m）

モニタリングポスト	避難単位
村松局	（東海村）宿、真崎

市村	No	避難単位
東海村	1	外宿一
	2	外宿二
	3	内宿一
	4	内宿二
	5	竹瓦
	6	宿
	7	照沼
	8	川根
	9	原子力機構箕輪
	10	白方
	11	豊岡
	12	岡
	13	百塚
	14	亀下
	15	原子力機構百塚
	16	豊白
	17	村松北
	18	真崎
	19	舟石川三
	20	原子力機構荒谷台
	21	押延
	22	須和間
	23	舟石川中丸
	24	原子力機構長堀
	25	緑ヶ丘
	26	南台
	27	フォレスト須和間
	28	船場
	29	舟石川一
	30	舟石川二

機構原科研(JRR-3)、機構サイクル研(再処理施設)の紐づけ



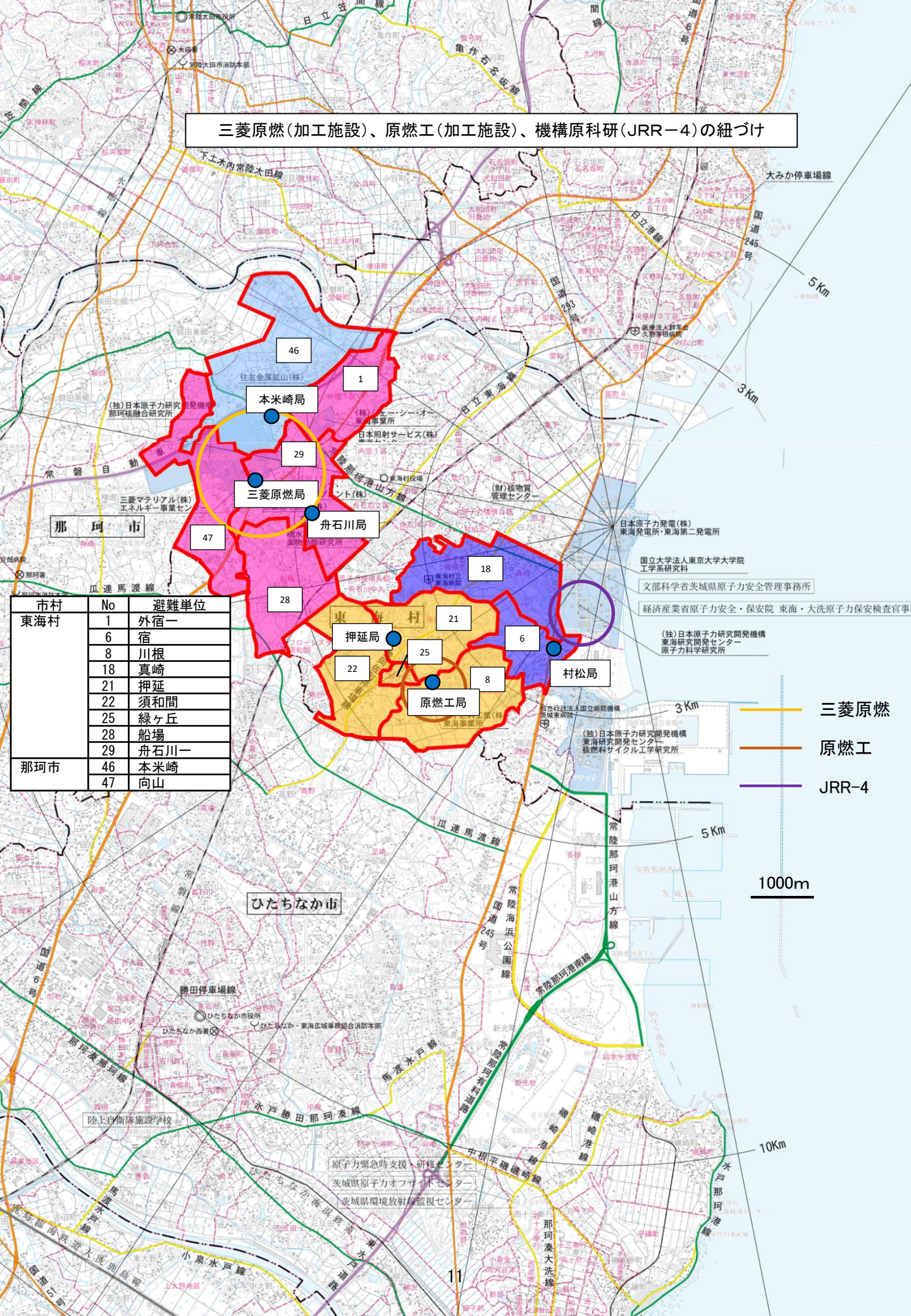
市村	No	避難単位
日立市	31	久慈町 1・3・4・5丁目
	32	みなと町
	33	留町
	34	南高野 1丁目
	35	茂宮町
	36	下土木内町
	37	大和田町
ひたちなか市	38	長砂
	39	高野
	40	足崎
	41	佐和
	42	小貴山
	43	馬渡
	44	新光町
	45	阿字ヶ浦町

JRR-3

再処理施設

1000m

三菱原燃(加工施設)、原燃工(加工施設)、機構原科研(JRR-4)の紐づけ



市村	No	避難単位
東海村	1	外宿一
	6	宿
	8	川根
	18	真崎
	21	押延
	22	須和間
	25	緑ヶ丘
那珂市	28	船場
	29	舟石川一
	46	本米崎
	47	向山

- 三菱原燃
- 原燃工
- JRR-4

1000m

2. 大洗・鉾田地区

モニタリングポストと避難単位の紐づけは以下のとおりである。

また、必要に応じて走行サーベイ等を行い、防護措置の実施を判断する。

○機構大洗 H T T R (U P Z 約 5 km)

モニタリングポスト	避難単位
大貫局	(大洗町) 港中央、大貫町
P - 4	(大洗町) 神山町、成田町
広浦局	(水戸市) 秋成町、下入野町 (茨城町) 下石崎、中石崎
田崎局	(茨城町) 網掛 (鉾田市) 箕輪、田崎、下太田、上太田
荒地局	(鉾田市) 上釜、沢尻、荒地、玉田、子生
造谷局	(鉾田市) 鹿田、造谷

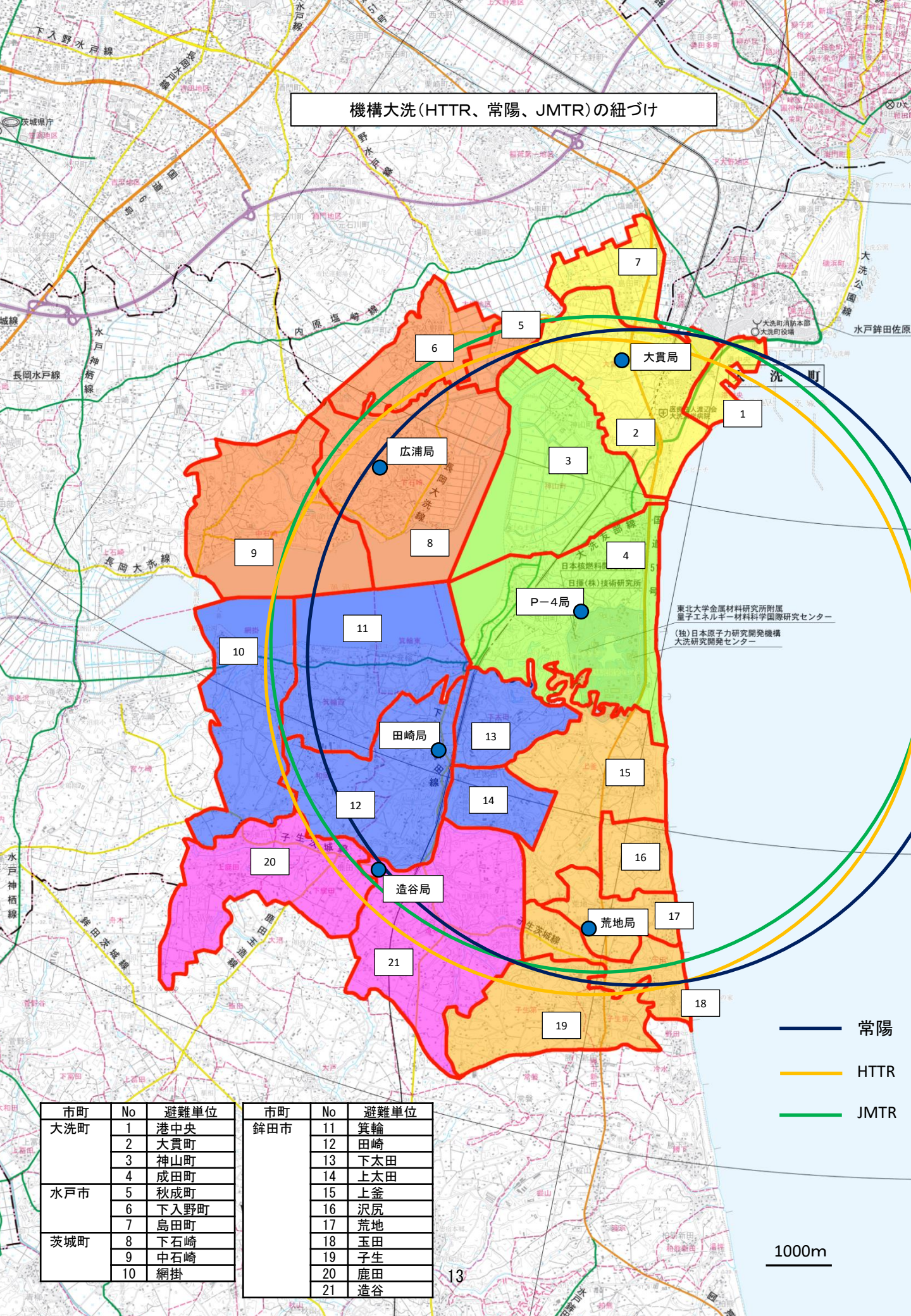
○機構大洗 常陽 (U P Z 約 5 km)

モニタリングポスト	避難単位
大貫局	(大洗町) 港中央、大貫町
P - 4	(大洗町) 神山町、成田町
広浦局	(水戸市) 秋成町、下入野町 (茨城町) 下石崎、中石崎
田崎局	(鉾田市) 箕輪、田崎、下太田、上太田
荒地局	(鉾田市) 上釜、沢尻、荒地、玉田、子生
造谷局	(鉾田市) 造谷

○機構大洗 J M T R (U P Z 約 5 km)

モニタリングポスト	避難単位
大貫局	(大洗町) 港中央、大貫町 (水戸市) 島田町
P - 4	(大洗町) 神山町、成田町
広浦局	(水戸市) 秋成町、下入野町 (茨城町) 下石崎、中石崎
田崎局	(茨城町) 網掛 (鉾田市) 箕輪、田崎、下太田、上太田
荒地局	(鉾田市) 上釜、沢尻、荒地、玉田、子生
造谷局	(鉾田市) 鹿田、造谷

機構大洗(HTTR、常陽、JMTR)の紐づけ



市町	No	避難単位
大洗町	1	港中央
	2	大貫町
	3	神山町
	4	成田町
水戸市	5	秋成町
	6	下入野町
	7	島田町
茨城町	8	下石崎
	9	中石崎
	10	網掛

市町	No	避難単位
鉾田市	11	箕輪
	12	田崎
	13	下太田
	14	上太田
	15	上釜
	16	沢尻
	17	荒地
	18	玉田
	19	子生
	20	鹿田
	21	造谷

5 避難先

避難対象地域及び避難先等は、以下のとおりである。

1. 東海・那珂地区

○ 機構原科研 JRR-3 (UPZ約5km)

避難元市町村	対象地域	対象人口 (人)	第一の避難先	第二の避難先候補地
東海村	全域	38,404	日立市、常陸太田市、那珂市	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町
日立市	久慈町1・3・4・5丁目、みなと町、留町、南高野1丁目、茂宮町、下土木内町、大和田町	8,217	市内	
ひたちなか市	長砂、高野、足崎、佐和、小貫山、馬渡、新光町、阿字ヶ浦町	31,055	市内、水戸市	
合計		77,676		

○ 機構サイクル研 再処理施設 (UPZ約5km)

避難元市町村	対象地域	対象人口 (人)	第一の避難先	第二の避難先候補地
東海村	全域	38,404	日立市、常陸太田市、那珂市	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町
日立市	留町	574	市内	
ひたちなか市	長砂、高野、足崎、佐和、小貫山、馬渡、新光町、阿字ヶ浦町	31,055	市内、水戸市	
合計		70,033		

○ 三菱原燃 加工施設 (UPZ約1km)

避難元市町村	対象地域	対象人口 (人)	第一の避難先	第二の避難先候補地
東海村	船場、舟石川一、外宿一	7,015	村内、常陸太田市	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町
那珂市	本米崎、向山	1,573	市内	
合計		8,588		

○ 原燃工 加工施設 (UPZ約500m)

避難元市町村	対象地域	対象人口 (人)	第一の避難先	第二の避難先候補地
東海村	押延、須和間、緑ヶ丘、川根	3,159	村内	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町

○ 機構原科研 JRR-4 (UPZ約500m)

避難元市町村	対象地域	対象人口 (人)	第一の避難先	第二の避難先候補地
東海村	宿、真崎	4,484	村内	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町

※対象人口 (人) : 平成27年国勢調査による

2. 大洗・鉾田地区

○ 機構大洗 HTTR (UPZ約5km)

避難元市町村	対象地域	対象人口 (人)	第一の避難先	第二の避難先
大 洗 町	港中央、大貫町、 神山町、成田町	4, 8 1 6	町内	水戸市、笠間市、ひたち なか市、那珂市、小美玉 市、茨城町、城里町、東 海村
水 戸 市	秋成町、下入野町	7 2 1	市内	
茨 城 町	下石崎、中石崎、 網掛	2, 4 2 1	町内	
鉾 田 市	箕輪、田崎、鹿田、 造谷、下太田、上 太田、上釜、沢尻、 荒地、玉田、子生	8, 1 9 1	市内	
合 計		1 6, 1 4 9		

○ 機構大洗 常陽 (UPZ約5km)

避難元市町村	対象地域	対象人口 (人)	第一の避難先	第二の避難先
大 洗 町	港中央、大貫町、 神山町、成田町	4, 8 1 6	町内	水戸市、笠間市、ひたち なか市、那珂市、小美玉 市、茨城町、城里町、東 海村
水 戸 市	秋成町、下入野町	7 2 1	市内	
茨 城 町	下石崎、中石崎	1, 9 2 3	町内	
鉾 田 市	箕輪、田崎、造谷、 下太田、上太田、 上釜、沢尻、荒地、 玉田、子生	6, 5 8 4	市内	
合 計		1 4, 0 4 4		

○ 機構大洗 JMTR (UPZ約5km)

避難元市町村	対象地域	対象人口 (人)	第一の避難先	第二の避難先
大 洗 町	港中央、大貫町、 神山町、成田町	4, 8 1 6	町内	水戸市、笠間市、ひたち なか市、那珂市、小美玉 市、茨城町、城里町、東 海村
水 戸 市	秋成町、下入野町、 島田町	1, 2 2 1	市内	
茨 城 町	下石崎、中石崎、 網掛	2, 4 2 1	町内	
鉾 田 市	箕輪、田崎、鹿田、 造谷、下太田、上 太田、上釜、沢尻、 荒地、玉田、子生	8, 1 9 1	市内	
合 計		1 6, 6 4 9		

※対象人口 (人) : 平成27年国勢調査による

6 移動手段の確保

UPZでは、屋内退避後、一定以上の空間放射線量率となった区域ごとに、一時移転等を行うこととなる。

その際に必要なバス及び福祉車両については、県が関係機関と調整のうえ車両を確保し、ピストン輸送などを実施するものとする。

※バス・福祉車両の必要見込み台数（区域ごとに必要となる台数の単純合計）

UPZは屋内退避後、一定以上の空間放射線量率となった区域ごとに、一時移転等を行うが、区域ごとに必要となる台数を単純に合計した場合は、次のとおりとなる。

（東海・那珂地区）

バス 合計：227台（大型バス1台当たり50人乗りを想定）

福祉車両 合計：車いす549台、ストレッチャー531台

（大洗・鉾田地区）

バス 合計：46台（大型バス1台当たり50人乗りを想定）

福祉車両 合計：車いす196台、ストレッチャー131台

※令和3年1月末時点

7 原子力災害における住民への情報伝達

1 原子力災害時の情報伝達の流れ

(1) 国→県・UPZ内市町村

事態発生情報等について、原子力防災ネットワーク電話、ファックス、NISS（原子力防災システム）等により伝達が行われる。

(2) 県→全市町村・住民

国の指示や情報等について、全市町村に県防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム）、ファックスにより伝達する。

また、住民向けに適宜ホームページを更新するとともに、報道機関への情報提供を行う。

2 事故の各段階に応じた市町村から住民への広報

住民には、緊急速報メール、防災行政無線、ホームページ、防災情報アプリ、コミュニティFM、SNS、広報車、消防団、立看板等あらゆる広報媒体を活用し、防護措置の対象となる地域名やとるべき行動を具体的に広報する。

また、防護措置の対象地域外では、対象地域でないことを広報するとともに、対象地域に一時移転等の指示があった場合の住民の受入れ協力などの広報を行うものとする。

所在・関係周辺市町村が事故の各段階に応じて住民に対して行う広報の例は、以下のとおりである。

(1) 事故発生時

UPZ内	隣接・隣々接
事故の概要	事故の概要

(2) 施設敷地緊急事態発生時（～本部設置時）

UPZ内	隣接・隣々接
事故の状況 本部の設置 等	事故の状況

(3) 全面緊急事態発生時

UPZ内	隣接・隣々接
➤ 対象地域（町丁目・大字） ➤ とるべき行動（屋内退避）	➤ 対象地域外であること ➤ 災害対応への協力の呼びかけ

(4) OIL判断時

UPZ内	隣接・隣々接
防護措置に関する指示 ➤ 対象地域（町丁目・大字） ➤ とるべき行動（一時移転等） ※一時移転等の対象地域外に対しては、対象地域でないこと	事故の状況 ➤ 対象地域外であること ➤ 災害対応への協力の呼びかけ ※屋内退避等の対象地域となった場合は、UPZ内と同様の内容

(5) その他

- ・事故等の状況変化があった場合等には、状況変化について広報を行う。
- ・(1)～(4)以外の県内市町村は、必要に応じて同様の広報を行う。

参考資料1

病院・社会福祉施設の避難先の確保、学校の状況

1. 病院・社会福祉施設の避難先の確保

所管庁（県又は市町村）は、ＵＰＺ外に避難先を確保することとし、施設に対する避難計画の策定に係る助言指導を行う。

【東海地区・大洗地区】重点区域内の病院・社会福祉施設の状況

令和2年2月末現在

	東海地区		大洗地区		合 計	
	施設数	病床数・ 定員(人)	施設数	病床数・ 定員(人)	施設数	病床数・ 定員(人)
病院	6	634	1	177	7	811
特別養護老人ホーム	7	576	2	130	9	706
軽費老人ホーム	1	61	0	0	1	61
介護老人保健施設	3	260	2	200	5	460
障害者施設	4	170	1	54	5	224
有料老人ホーム	6	197	1	26	7	223
サービス付き 高齢者向け住宅	6	139	2	48	8	187
グループホーム	7	126	4	90	11	216
合 計	40	2,163	13	725	53	2,888

2. 学校の状況

児童等の安全を確保するため、所管庁(県又は市町村)は学校等に対して避難計画等の作成に係る助言指導を行う。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう指導する。

【東海地区・大洗地区】重点区域(UPZ)の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校の状況(公立・私立含む)

東海地区				
				令和2年5月1日現在 認可保育所は令和2年4月1日現在 認可外保育所は平成31年3月31日現在
	施設数	児童生徒数	教職員数	児童生徒・教職員数計
保育所(※1)	14	1,293	22	1,315
幼稚園(※2)	8	792	40	832
小学校	12	4,301	268	4,569
中学校	5	2,338	166	2,504
高校	2	1,014	79	1,093
合計	41	9,738	575	10,313

大洗地区				
	施設数	児童生徒数	教職員数	児童生徒・教職員数計
保育所(※1)	4	386	5	391
幼稚園(※2)	2	201	3	204
小学校	4	583	58	641
中学校	2	380	45	425
高校	1	226	37	263
合計	13	1,776	148	1,924

合計(東海地区+大洗地区)				
	施設数	児童生徒数	教職員数	児童生徒・教職員数計
保育所(※1)	18	1,679	27	1,706
幼稚園(※2)	10	993	43	1,036
小学校	16	4,884	326	5,210
中学校	7	2,718	211	2,929
高校	3	1,240	116	1,356
合計	54	11,514	723	12,237

※1 認可外保育所を含む
※2 認定こども園を含む

人数 保育所は定員数を記載。それ以外は在籍数を記載。
認可保育所、私立幼稚園、私立こども園は教職員数のデータ無しのため、計上無し。

出典 公立学校:保健体育課「令和元年度県内市町村等教育委員会・学校データ」
私立学校:私学振興室資料
保育所・私立幼稚園・私立こども園:子ども未来課資料

参考資料 2

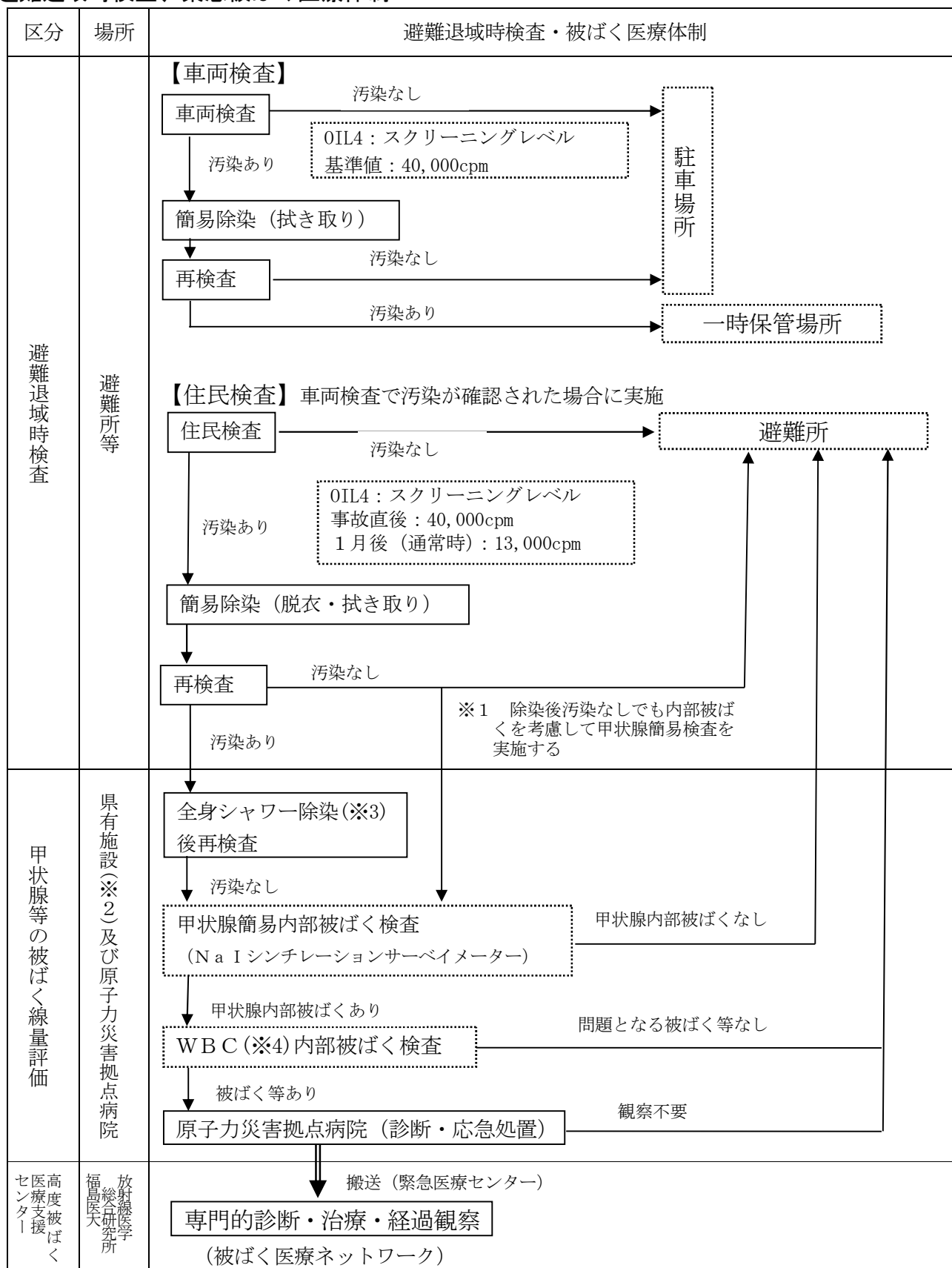
原子力防災活動資機材一覧（県及び市町村に整備している資機材）

■主な資機材の整備数量（令和３年１月１日現在）

種類	合計	県	東海第二発電所の PAZ・UPZ14市町村
防護服	18, 560式	3, 000式	15, 560式
防護マスク	5, 390式	1, 290式	4, 100式
電離箱式サーベイメータ	300台	135台	165台
NaIシンチレーションサーベイメータ	255台	90台	165台
個人線量計	4, 440個	720個	3, 720個
GMサーベイメータ	255台	90台	165台
避難用バス	14台	—	14台
資機材運搬車・広報車	15台	1台	14台

参考資料3

避難退域時検査、緊急被ばく医療体制



（注）※1 避難を優先する場合、一旦避難した後、数日以内に検査する

※2 空間線量率が十分低い環境を確保できる施設を指定する

※3 保健所所有のシャワーテント及び関係機関の移動型除染車等を活用する

※4 WBC（ホールボディカウンタ）は、災害拠点病院や関係機関の移動型を活用する